

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請について

令和 2 年（2020 年）7 月 31 日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、下記のとおり
県民の皆様に対して協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底

- ・ 手洗いの励行、マスクの着用、3 つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- ・ 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- ・ 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- ・ マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動
- ・ 会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「C O C O A」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進

3 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

- ・ 全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談